

補助金交付の妥当性に関する審査基準（案）

（条例第4条第1項第9号（3回目まで））

1. 地域課題を解決する等の公益上の効果がある事業であること

(1) 解決すべき地域課題（事業計画書記載）が明確である。

⇒ 地域課題が明確に捉えられており、その解決を目的とした事業を補助対象事業とする。

(2) 地域課題により困っている市民が存在又は存在することが想定される。

⇒ 市民（団体構成員以外）が、課題と感ずることを解決する事業を補助対象事業とする。

⇒ 国が解決すべき課題と考えられる場合は、事業の効果が期待できる事業を補助対象事業とする。

平成 26 年度 1 % 申請事業のうち

地域課題の有無について疑義が生じる恐れがあるもの・・・7 事業

※ 1 % 制度では地域課題を記入していないため、申請書類から判断した。

国として取り組むべき課題と考えられるもの・・・3 事業

2. 主催する事業の実施により、目的を達成できる見込みのある事業であること

(1) 補助対象事業の目的（事業計画書記載）を達成するための、合理的な方法が具体的に計画されている。

⇒ 申請された方法が、最も効率的に事業の目的を達成できると判断された事業を補助対象事業とする。

※ 審査会で事業方法を修正（補助の増額がない修正）することは可能。

※ 事業方法（セミナー、勉強会、研修会、講演会、訓練、発表会、大会、啓発活動、フィールドワークなど）の例示をする。

※ 市民まつり等の主催事業ではないものへ参加する事業は、目的を達成するための合理的な方法とは言えないため補助対象事業としない。

平成 26 年度 1 % 申請事業のうち

目的達成のための合理的な事業方法について疑義が生じる恐れがあるもの・・・3 事業

主催していない事業への参加が含まれているもの・・・15 事業

※市民まつり、環境フェアなどに対する出店が含まれている事業

(2) 補助対象事業の実施により具体的な成果（地域課題の解決）が見込まれる。

⇒補助対象事業の実施により、市民（団体構成員以外）に事業計画書記載の効果が見込まれる事業を補助対象事業とする。（事業計画書記載）

3. 市が補助するにふさわしい（市民の理解が得られる）事業であること

(1) 補助対象事業の内容（事業計画書記載）が補助金交付申請団体の活動目的（団体概要調書記載）に合致している。

⇒団体の活動目的に沿った事業を補助対象事業とする。

(2) 補助対象事業は、補助金交付申請団体が自主的、自発的に行うものである。

⇒行政を補完する目的の事業は所管で予算措置をすべきものとするため、団体の自発的事業を補助対象事業とする。（事業計画書の目的から審査する）

(3) 補助対象事業として社会通念上ふさわしい事業方法が用いられている。

⇒社会通念上、認められる方法で実施する事業を補助対象事業とする。

(4) 市が補助対象事業としてふさわしくないと考える事業方法が用いられているとしても、事業計画書に記載された効果とのバランスがとれている。

⇒ギャンブル、飲酒、喫煙等の方法が用いられている場合でも、同様の効果が得られる方法が他に想定できない事業は補助対象事業とする。

(5) 団体活動の成果を公表することが目的の事業の場合は、不特定多数の市民の受益（事業計画書記載）が見込まれる。

⇒主に団体構成員に受益があると思われる、団体の活動の成果を公表することが目的の事業（スポーツ大会、演奏会等）は、他からの参加が可能又は市民が観覧可能となっているなど団体構成員以外の市民に受益がある場合に限り補助対象事業とする。

4. 外部から講師等を招聘し報償費を支出する事業は、団体構成員及び事業への従事者を除いて一定数の市民の受益者が見込まれること

(1)外部から講師等を招聘し、報償費を支出する事業であって、20人以上の市民の参加が見込まれる。

⇒報償費の支出を伴う事業は一定数の市民（団体構成員以外）の参加が見込まれる事業を補助対象事業とする。（事業計画書と収支予算書により審査する）

※福祉目的で、事業の計画的な運営のため、会員制を採用している事業は除く。

例：障害者の水泳事業

平成 26 年度 1 % 申請事業のうち 報償費を支出し 20 人以上市民の参加がないもの・・・1 事業

5. 事業に関する広報活動を行なっていること

(1)事業への参加者を募集している。

⇒団体構成員の利益ではなく、市民への利益を目的とし、参加を呼びかける事業を補助対象事業とする。（事業計画書の広報計画・方法により審査する）

6. 事業が適正に行える、実施場所が予定されていること

(1)事業の参加予定人数に応じた実施場所が予定されている。

⇒屋内の場合に、施設の収容人数から適切であると判断される場所で実施される事業を補助対象事業とする。（事業計画書と各施設の定員により審査する）

(2)市民の参加を考慮した、事業実施時期、スケジュールとなっている。

⇒多くの市民の参加が見込まれる事業実施時期やスケジュールとなっている事業を補助対象事業とする。（事業計画書の事業スケジュールにより審査する）

7. 事業実施費用として、この補助金以外の金額について、収入が確保されていること

(1)必要な自己資金が確保されている。

⇒確実な事業遂行のために、補助金以外の資金計画に問題がない事業を補助対象事業とする。（収支予算書により審査する）

(2) 事業実施に必要な費用が申請されている。

⇒ 確実な事業遂行のために、事業費用の積算が適切にされている事業を補助対象事業とする。(収支予算書により審査する)

8. 事業を安全かつ円滑に実施するための人員等の体制が団体内で整っていること

(1) 事業の参加予定人数に応じた人員の配置が可能である。

⇒ 安全かつ円滑な事業遂行のために、適切な人員配置が予定されている事業を補助対象事業とする。(事業計画書の事業スケジュールにより審査する)

【参考】補助対象経費の対象となる項目（条例第5条第1項）

(1)規則別表に規定されている経費が、交付請求の算定対象となっている。

⇒補助対象経費として、あらかじめ認められた経費が補助額を算定する際の基礎となる。

規則別表 補助対象の経費として申請できる費目

経費の項目	対象となる経費
報償費	<p>専門的な技能・知識等を有する講師、指導者等の専門職への報償及び謝礼に要する費用として、1回当たり5万円を限度とする。</p> <p>なお、市民活動団体の構成員に対するものは除く</p> <p><u>（報償費について、3回以上補助金の交付を受けたことがある補助対象事業にあつては、過去3回の実施結果から審査会が必要と認められた場合に限る。）</u></p> <p>※1 報償費に弁当代、飲み物代を含む。</p> <p>※2 弁当代は講師の都合などで事業が食事時間にかかる場合に限る。</p> <p>※3 演劇等の上演料、専門スタッフへの謝礼を含む。</p>
交通費	<p>(1)講師、指導者等の補助対象事業の協力者が補助対象事業に出席するために要した交通費の実費相当額。なお、公共交通機関以外は領収書が発行されるものに限る。</p> <p>(2)補助対象事業に車両を使用した場合の駐車費用。</p> <p>※1 ガソリン代は除く。</p> <p>※2 資材等の搬入に係る費用を含む。（レンタカー代等）</p>
消耗品費	<p>(1)補助対象事業に必要な消耗品の購入に要した費用で、税抜き単価1万円未満のもの。</p>
原材料費	<p>(1)補助対象事業に直接必要な原材料費</p> <p>(2)主たる目的が食事の提供等である場合における必要な食材等の購入に要した費用</p> <p>(3)主たる目的が食事会による参加者間の交流である場合の飲食費用（1人当たり600円を限度とし、受益者から参加費用の徴収を行っている場合に限り認めるものとする。）</p> <p>※1 会場整備のための費用を含む。</p> <p>※2 演劇等の舞台衣装、メイク、楽譜、著作権料、映像記録に関する費用を含む。</p>

印刷製本費	(1)補助対象事業の周知等に必要パンフレット、ポスター等の印刷費。 <u>(印刷費について、3回以上補助金の交付を受けたことがある補助対象事業にあつては、過去3回の受益者数を勘案すること、及びボランティア活動センターでの印刷の可否を審査会が判断し、必要と認め数量に限る。)</u> (2)上記の印刷枚数等は参加見込み人数を上限として、費用の上限は総事業費の20%以下とする。
通信運搬費	補助対象事業に係る通知、資材等の送付に要する費用 <u>(通知に係る切手代等について、3回以上補助金の交付を受けたことがある補助対象事業にあつては、過去3回の受益者数を勘案して、審査会が必要と認め数量による。)</u>
使用料及び賃借料	(1)補助対象事業において利用する施設の使用料、バス等の借上料 <u>(施設の使用料について、3回以上補助金の交付を受けたことがある補助対象事業にあつては、過去3回の受益者数を勘案し、ボランティア活動センターでの開催可否を審査会が判断し、必要と認め場合に限る。)</u> (2)補助対象事業で使用する機器類のリース料 (3)上記のうち、補助対象団体、団体構成員及び関連団体が所有するものに係る費用は除く
保険料	補助事業実施時のイベント保険掛金、ボランティア保険掛金等（火災、地震等の家屋に係るものは除く。）
その他	その他補助対象事業に必要な経費で、市長が審査会の審査を踏まえて必要かつ適切であると認めるもの

<備考>

次に掲げる経費は、補助対象の経費としない。

- (1) 団体構成員又は事業実施団体及びその関連団体に対して支払われている交通費を除く経費。
- (2) スポーツ大会やコンテスト等でのトロフィー、メダル、参加賞など参加者に与えられる記念品代等に関する経費。ただし、トロフィー等で繰り返し使用することを目的として購入するものは除く。
- (3) 税抜き単価1万円以上の物品の購入に関する経費
- (4) 会員やボランティアなどへの弁当代、飲み物代等に関する経費
- (5) 準備、打ち合わせ、練習等に関する経費
- (6) 加盟団体等へ支払う費用に関する経費
- (7) 団体の維持管理、運営に関する経費

補助金交付の妥当性に関する審査基準(案)(4回目以降の審査時の追加項目)

※ 番号は3回目までの審査基準のものです。

2. 主催する事業の実施により、目的を達成できる見込みのある事業であること

(2) 補助対象事業の実施により具体的な成果(地域課題の解決)が見込まれる。

※4回目以降の審査の際に、過去3回の実績で効果がないと判断された事業は補助対象事業としない。

4. 外部から講師等を招聘し報償費を支出する事業は、団体構成員及び事業への従事者を除いて一定数の市民の受益者が見込まれること

(1) 外部から講師等を招聘し、報償費を支出する事業であって、20人以上の市民の参加が見込まれる。

※4回目以降の審査の際に、過去3回の実績で20人以上の参加が一度もない事業は補助対象事業としない。

※ 外部から講師等を招聘し報償費を支出する事業について、団体会計からの繰入金、この補助金を除いた収入が総事業費の一定割合以上確保されていること

(1) 団体会計からの繰入金、この補助金を除いた収入が総事業費の10%以上確保することが見込まれている。

⇒セミナーや勉強会のように報償費の支出を伴う事業は、参加費等の収入が確保されている事業を補助対象事業とする。(収支予算書により審査する)

※福祉目的で、事業の安定した運営のため、会員制を採用している事業は除く。

例：障害者の水泳事業

※4回目以降の審査の際に、過去3回の実績で10%以上の確保が一度もない事業は補助対象事業としない。

※4回目以降の審査の際に、過去3回の実績で1回以上、参加費等の収入が総事業費を上回った事業は補助対象事業としない。